

お客さま各位



## 普通預金規定の改定について

平素は、浜松いわた信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫は2021年4月1日（木）から、新規にご開設いただく普通預金を対象に、「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、この度、以下のとおり預金規定を改定し、未利用口座とならない普通預金口座の条件を変更いたします。

改定後の規定は、改定前から普通預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問合せください。

### 記

<改定する預金規定> 普通預金規定

<改定日> 2023年4月30日（日）

<改定内容> ※以下のとおり、条文を追加、変更いたします。

改定後	改定前
<p><b>第19条（未利用口座管理手数料）</b></p> <p>(1) 2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。ただし、2021年4月1日以降に開設した普通預金口座のうち、次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>① 残高が1万円以上ある場合</p> <p>② 同一支店において金融資産口座（定期性預金、投資信託、国債等に係る口座をいう。）がある場合</p> <p>③ 同一支店においてお借り入れがある場合（カードローン契約があるときは、借入残高がない場合も含む。）</p>	<p><b>第19条（未利用口座管理手数料）</b></p> <p>(1) 2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。ただし、2021年4月1日以降に開設した普通預金口座のうち、次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。</p> <p>① 残高が1万円以上ある場合</p> <p>② 同一支店において金融資産取引（定期性預金、投資信託、国債等に係る取引をいう。）が1円以上ある場合</p> <p>③ 同一支店において借入残高が1円以上ある場合（カードローン契約があるときは、借入残高がない場合も含む。）</p>

以上

【本件に関するお問い合わせ】

浜松いわた信用金庫 お客様サービス課

TEL : 0120-307-804 受付時間 : 平日 9:00~17:00